(第1面)

許可番号第00110142191号

產業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道野付郡別海町別海14番地の1 この許可証はHPよりコピ・ したものです。

株式会社アシスト 代表取締役 武田 篤 氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

北海道知事

直 给 木

許可の年月日

令和 5 年(2023年)11月22日

許可の有効年月日

令和10年(2028年)11月21日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。

以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。 積替保管あり。以下余白。

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 第2面のとおり
- 3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年(2013年)12月7日

許可の更新

平成30年(2018年)12月8日

許可の更新

令和 3 年 (2021年) 10月13日

変更許可(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 及び積替保管の追加。)

令和 5 年 (2023年) 11月22日 許可の更新

5. 積替え許可の有無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無



(第2面)

可 番 号 第00110142191号 許可業者の名称 株 式 会 社 ア シ ス ト

この許可証はHPよりコピー

したものです。

施設の種類

保管場所1

設置場所

野付郡別海町別海14番地6

而積

 $0.9 \, \text{m}^2$

種類

・汚泥、金属くず(廃電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)に限る。) 保管上限 0.2 m³

施設の種類

保管場所2

設置場所

野付郡別海町別海14番地6

面積

 $0.09 \, \text{m}^2$

種類

・汚泥、金属くず(廃電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。) 保管上限 0.02 m³

施設の種類

保管場所3

設置場所

野付郡別海町別海14番地6

面積

 $1.44 \, \text{m}^2$

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。) 保管上限 0.8 m³

施設の種類

保管場所4

設置場所

野付郡別海町別海14番地6

面積

 $40 \,\mathrm{m}^2$

種類

・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを含む。)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

保管上限 $1.0 \, \mathrm{m}^3$

施設の種類

保管場所5

設置場所

野付郡別海町別海14番地1、14番地6

面積

 $0.36 \, \text{m}^2$

種類

汚泥

保管上限

0.108m³

施設の種類

保管場所6

設置場所

野付郡別海町別海14番地1、14番地6

面積

 $1.44 \, \text{m}^2$

種類

・廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 保管上限 1.0 m²

令和 5 年(2023年)11月13日許可証交付 (根室振興局)